

「大阪市中央卸売市場の今後の市場機能のあり方検討準備会議」開催要綱

(目的)

第1条 大阪市中央卸売市場長（以下「市場長」という。）は、大阪市中央卸売市場における今後の市場機能のあり方基本方針を策定するために、所属横断的に情報の共有や協力体制の整理を行い、市としての認識の一致を図ることを目的として、「大阪市中央卸売市場の今後の市場機能のあり方検討準備会議」（以下「準備会議」という。）を開催する。

(準備会議のメンバー)

第2条 準備会議のメンバーは、次に掲げる者により構成する。

- (1) 企画運営担当部長
- (2) 総務課長、企画課長、設備・施設担当課長、本場長及び東部市場長
- (3) 前号に掲げるメンバーから推薦があった課長代理級又は係長級の職員

(座長)

第3条 準備会議の座長は、企画運営担当部長とする。

- 2 座長は、準備会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(準備会議の非公開)

第4条 準備会議は、非公開とする。ただし、市場長が必要と認めるときは、準備会議の全部又は一部を公開することができる。

(開催期間)

第5条 準備会議の開催は、令和9年3月31日までとする。ただし、期間の延長は妨げない。

(庶務)

第6条 準備会議の庶務は、企画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、市場長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月16日から施行する。